

「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」
の一部改正について
(概要)

平成30年2月
国土交通省自動車局
旅客課

1. 背景

今般、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において「自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であることを通達により明確にするとともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。」との計画が策定され、また、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（平成29年6月30日公表）において「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、関係者に周知する。」とされたところである。

このため、上記の趣旨を踏まえて考え方を整理し、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡）について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

ア. 規制の趣旨の明確化

自家用自動車による有償運送について、許可又は登録が必要とされている趣旨を以下のとおり明確化

- ・ 自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていない。
- ・ 自家用自動車による旅客運送を有償で行う場合には、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されているとの期待感を利用者一般が有していることを踏まえ、これらの措置が確実に行われていることについて、許可又は登録の際に確認する必要がある。

イ. 自発的な謝礼の取扱いの明確化

- ・ 自発的な謝礼の支払について、利用者から釣り銭は要らない旨言われた場合は収受可能であることを、例示を加えて明確化。
- ・ 自発的な謝礼の支払は可能であることを改めて明確化する一方で、アプリ等で仲介するサービスについて、謝礼の有無・金額による利用者の評価等により、謝礼の支払を促す場合など、自発的な謝礼の支払とはいえない場合は問題があり許可又は登録を要することを明確化する。

ウ. 仲介手数料の収受についての取扱いの明確化

- ・ 仲介者が利用者から仲介手数料を収受する場合は、仲介手数料を運転者に環流させることは道路運送法違反であることや、仲介者が仲介手数料の環流防止策を講じることを明確化する。

エ. ガソリン代の算出方法の明確化

- ・ 平成 18 年事務連絡で、「実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合」登録等は不要とされている一方で、ガソリン代の算出方法について記載がないため、ガソリン代の合理的な算出方法を例示する。

オ. その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成 30 年 3 月

施 行 平成 30 年 3 月